

仕 様 書

規 格	白灯油 JIS 1 号
購入予定数量	契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで 50,000 リットル 注) 予定数量はあくまでも見込みであり、保証するものではありません。
納 入 場 所	山形県立村山産業高等学校内指定場所（別紙給油場所配置図のとおり） （注）冬期間タンクローリーの給油ホースの長さが 30m 以上必要な箇所がある。
納 入 方 法	毎週火曜及び金曜日（休校日の場合は翌開校日）、指定されたすべての場所に給油する。
代金の支払方法	・代金の支払いは 1 か月毎の精算払（1 円未満の端数は切り捨て）とし、受注者は翌月に別紙「請求内訳」を添付した請求書を提出するものとする。 ・発注者は、請求書受理日から 30 日以内に指定の口座に請求金額を支払う。
価格の変更に ついて	市場価格の変動等の事由により、契約単価の変更が必要であると認められる場合は、下記基準により協議を行うものとする。 (1) 経済産業省資源エネルギー庁の「石油製品小売市況調査（週次調査）：灯油 配達、地域：山形」の 1 リットル当たりの税抜き価格で、毎月の最終調査日の価格を「指標価格」とする。ただし、入札時の「指標価格」は入札直近の公表されている価格とし、月の最終調査日の公表が翌月になる場合は、その前の調査日の価格とする。 (2) 毎月の「指標価格」と前回契約決定時の「指標価格」に、2 円以上の変動があった場合は、受注者又は発注者から協議の申し出を行うことができる。 (3) 変更契約額（増減額）は、前回契約価格決定時の指標価格と当月の指標価格の差額（小数点第 2 位を四捨五入）に 1.10 を乗じた価格とする。 (4) 変更契約を行う日は、申し出を受理した日の翌月 1 日とする。
そ の 他	受注者は、発注者から納入する白灯油の成分表を求められた場合は、速やかに提出すること。

別紙「請求内訳」

令和 年 月分

【単位：ℓ】

[illegible]